

平成 29 年度 九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

知的財産法

※ 問題 1 と問題 2 の解答の順序は問わないものの、解答する際には問題番号を明示すること。

問題 1

次の文章をよく読み、【設問】に答えなさい。（合計 60 点）

【資料】に掲げた作品（以下、「本件人形」という）は、通称、「博多人形」と呼ばれる、高さ約 19 センチメートルの、彩色された素焼きの人形である。本件人形は、粘土製の人形の生地を素焼きのうえ、絵の具によって彩色した工芸品であって、石膏で型取りして大量に生産し、販売することを目的として作られるものであり、本件人形も、そのようにして生産および販売がなされている。

X は、博多人形を製作することを目的として設立された株式会社である。本件人形の「赤とんぼ」は、同社が新人形を開拓する計画の一環として製作されたもので、平成 26 年 2 月から 6 月にかけて、童謡人形 6 点のうち的一点として製作されたが、X は本件人形について、「赤とんぼ」という題（タイトル）を決定したうえ、人形師の A に依頼して粘土による原型となる人形を作らせ、これを素焼きしたものを人形絵師の B に依頼して彩色させて完成させた。本件人形が完成に至るまで、X はそのイメージに合うように、A および B に色々と注文をつけて修正させつつ製作させた。そして、X は、A に対しては原型の製作料として、B に対しては絵付け料として、それぞれ相当の金銭を支払い、同時に本件人形の複製および販売の権利を取得した。

本件人形の「赤とんぼ」は、平成 26 年の秋から発売され、それ以来、好評を博している。

Y は、本件人形の複製物を手に入れた。そして、これを原型に使用し、石膏で型取りして、さらに複製物を作成する方法で、本件人形とそっくりそのままの形と彩色をした粘土の素焼きの人形を模作し、平成 27 年 1 月以降、現在までその模作を続けている（もっとも、Y の複製物は、X の複製物を原型に使用するため、乾燥や焼き締め過程で水分を失うこととなり、1 割程度は縮小している）。

Z は、上記の方法によって模作された人形を、本件人形「赤とんぼ」と同一の名称を付けて、現在も販売している。

【設問】

- (1) Xは、YおよびZに対して、著作権法に基づいて、どのような請求をなしうるか。(20点)
- (2) Xからの請求に対し、YおよびZはいかなる反論をなしうるか。(20点)
- (3) 本件の最終的な結論はいかにあるべきか。(20点)

問題2

特許法は、発明の実施を規定する際に、「物の発明」(特許法2条3項1号)、「方法の発明」(特許法2条3項2号)、および「物を生産する方法の発明」(特許法2条3項3号)という形で、発明を「カテゴリー」ごとに区別した上で、それぞれの「発明のカテゴリー」に対応する実施の行為を掲げている。特許法がどうしてこのような規定のしかたを採用したのか、ということについて、あなたの考えを論じなさい。(40点)

【資料】

省略

省略